

南三陸町 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画【案】

1. 一般廃棄物処理基本計画の概要

(1) 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討する必要があるとされています。

また、国の方針や宮城県の計画等と、本計画の関連性について整理すると、図1-1のとおりとなります。

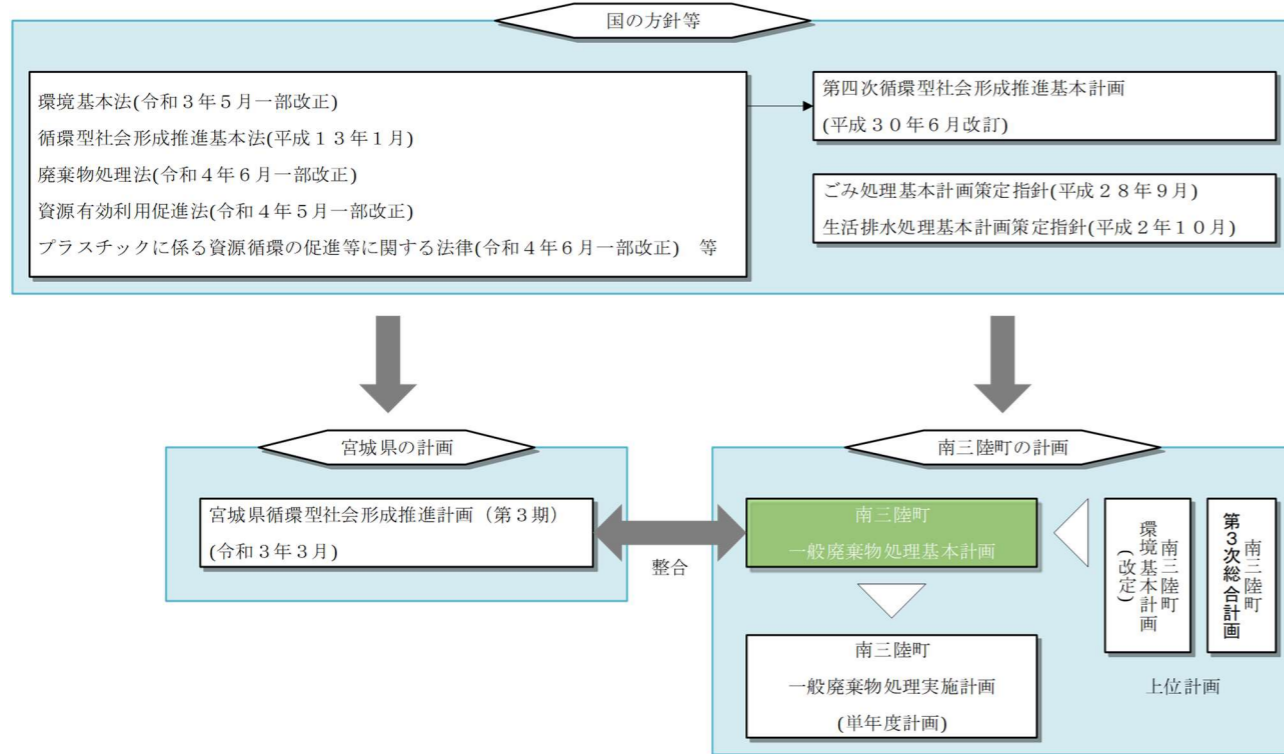


図1-1 本計画の位置付け

(2) 計画策定の背景

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下、「プラスチック資源循環法」という。)が施行され、本町でもプラスチックの分別収集を促進するため、従来の容器包装に加え、製品プラスチックについても分別、再資源化が求められています。

(3) 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

2. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理行政の沿革

本町のごみ処理施設(クリーンセンター)は、ダイオキシン類の構造維持管理基準の改正により、平成14年度以降、中継施設として利用し、気仙沼市のクリーン・ヒル・センターごみ焼却場において処理しています。また、平成27年10月から「生ごみ」を分別収集し、官民連携(PPP)スキームで、バイオガス化事業を開始しています。

(2) 処理フロー

家庭系ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみは、委託収集によりクリーンセンターに搬入しています。搬入後は積替え・選別・減容・保管等の工程を経て、燃やせるごみと選別等の工程によって発生する処理残さを除いて再資源化しています。歌津地区の世帯から排出される可燃性粗大ごみを除いて、町民の直接搬入または許可業者によりクリーンセンターに搬入しています。

生ごみについては、委託収集によりバイオガス化施設(南三陸BIO)に搬入され、衛生センターで前処理後の合併処理浄化槽汚泥や余剰汚泥と混合して、バイオガスおよび液肥に資源化しています。バイオガスについては、発電燃料として用いられ、生成された電気については南三陸BIO内で活用しています。また、発酵液については、肥料登録を行い、農家等にて使用していただくか、町内の液肥タンクに貯留され、ガーデニング・家庭菜園用の肥料として利用しています。

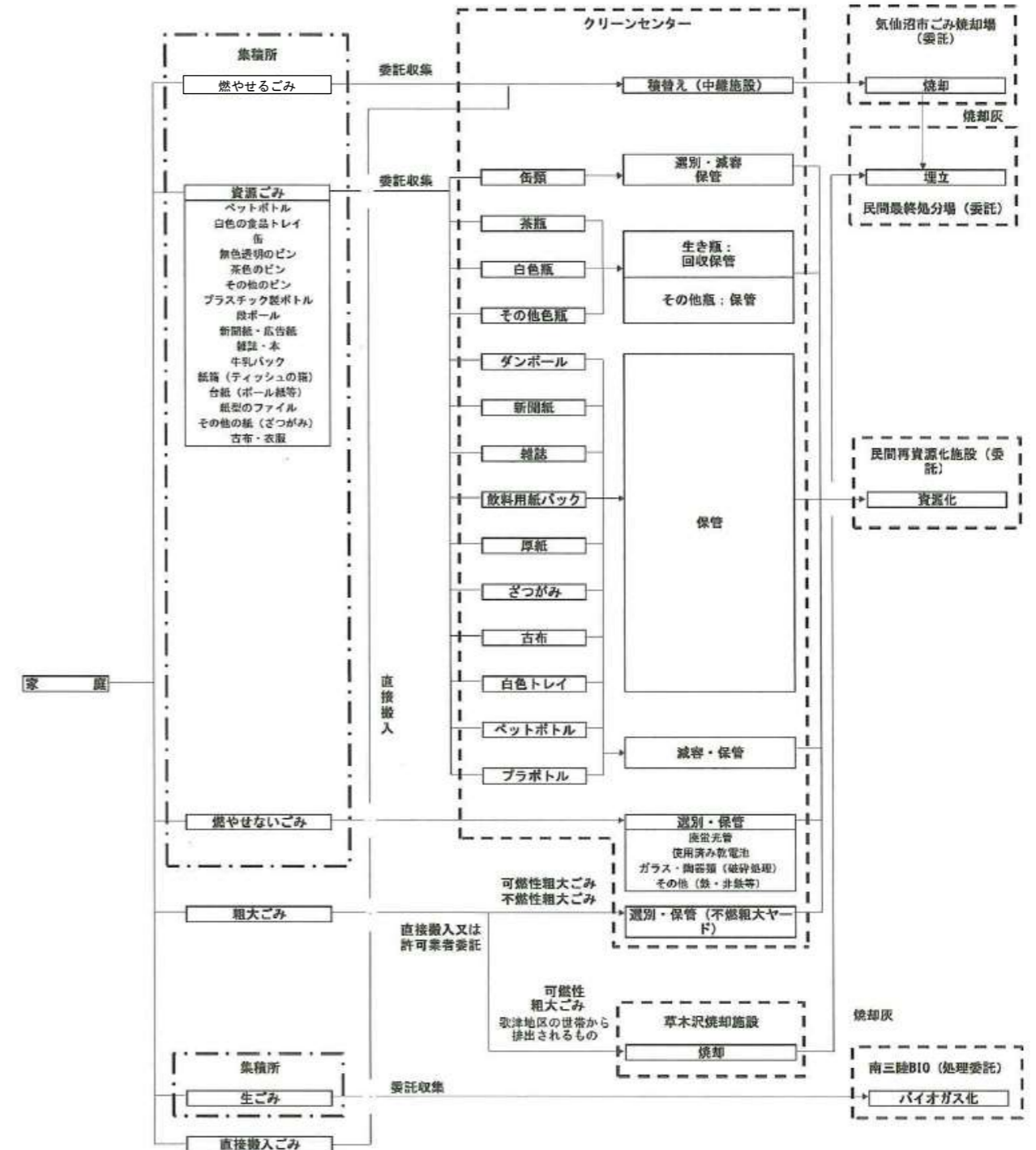


図2-1 ごみ処理フロー(家庭系ごみ)

※以下、燃やせるごみは「可燃ごみ」、燃やせないごみは「不燃ごみ」とします。

(3) ごみ排出量の実績

東日本大震災前年（平成22年度）のごみは約5,000トン排出していましたが、平成23年度はその影響により約3,000トンまで減少しました。ごみ排出量は令和元年東日本台風（19号）の災害により平成30年度のごみ排出量が前年度より増加していますが、令和2年度以降は約4,000トンで横ばい傾向にあります。

また、人口は東日本大震災の影響により、平成23年度には15,352人となりました。その後も減少は継続しています。

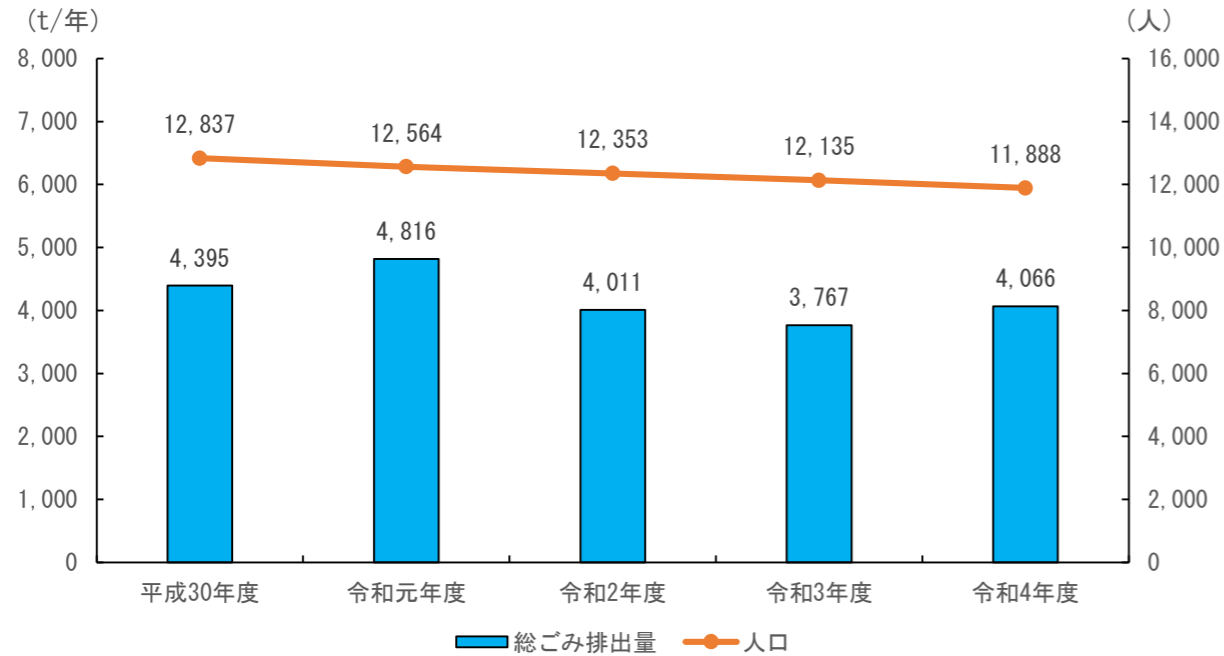


図2-2 人口とごみ排出量の推移

(4) ごみ処理における課題

排出抑制・資源化	<ul style="list-style-type: none"> ごみの組成分析より、紙類や生ごみを中心に減量を進めることが必要であり、紙類、生ごみを含む分別収集資源については、分別を徹底し可燃ごみ・不燃ごみへの混入を防ぐことで、資源化を進めることが必要 プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチック*の資源化の検討を行うことが必要 *容器包装プラスチック以外のプラスチックでできている製品
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> 本町では、高台に集団移転用地を造成しており、集積所及びルート効率化を図ることが必要 製品プラスチックの分別・リサイクルを進めるに当たり、効率の良い分別収集の検討を行うことが必要
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> 町所有の中間処理施設、クリーンセンター及びストックヤードは、引き続き、環境面に配慮した上で適正な運営を行っていくことが必要 可燃ごみの焼却処理を委託している気仙沼市や、不燃ごみの処理を委託している事業所まで運搬するための中継施設（クリーンセンター）の老朽化状況についても考慮した上で、効率的な収集運搬のあり方について検討を行うことが必要 製品プラスチックの資源化の検討に伴い、資源ごみ、粗大ごみ及び不燃ごみの処理のあり方について総合的に検討を行うことが必要
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> 焼却灰は民間の一般廃棄物最終処分場にて埋立を行っており、引き続き環境面に配慮した上で適切な最終処分を実施していくことが必要 災害時等のリスク分散を考慮するなど最終処分体制の検討が必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが住み良いきれいなまちづくりに向けた取り組みのほか、製品プラスチックの分別、再資源化、国が求める一般廃棄物処理に関する取り組みを推進することが必要 牡蠣殻等の水産系廃棄物の処理のあり方についても、検討が必要

3. ごみの排出抑制等の方策に関する事項

(1) 排出抑制施策

わかりやすい普及啓発、情報提供	<p>町民、事業者へ資源循環型社会形成の重要性や3Rの優先順位（1.リデュース(発生抑制)、2.リユース(再利用)、3.リサイクル(再生利用)）について理解していただき、各施策実施に当たっての協力体制を整えるため、広報や町のホームページ等でごみ排出・処理に係る情報発信を行い、広く広報、PR活動を行います。</p> <p>また、ごみの分別方法等の説明会、転入者や集合住宅等への啓発、ごみ集積所での声かけ等により、分別徹底を促進します。</p>
環境教育、出前講座の推進	<p>子どもに対して資源循環型社会形成を分かりやすく伝えるとともに、子どもから各家庭への意識の普及を促すため、小学校での副読本作成やごみ処理施設見学の受け入れ等により、環境教育を推進します。</p> <p>また、町内会や事業者等に資源循環型社会形成の理解を深めていただき、さらに各施策への参加・協力を促すため、町職員等による出前講座を実施します。</p>
発生抑制の促進	<p>生活様式を変えることで発生抑制を促進することが重要であることから、生ごみの水切りの推奨、マイバッグ持参運動の展開等に加え、例えば再利用できる容器に入った商品や詰め替え商品の選択等によりそもそもごみを作らない、必要以上のものを買わない・もらわない消費行動の啓発等を行い、ごみの発生を可能な限り抑制します。</p>
再使用の促進	<p>庁舎の掲示板やインターネットを活用した不要品交換制度の確立について検討を行います。また、ごみ処理施設における粗大ごみ等の修理・リフォーム、町のイベントにおけるフリーマーケットやバザー開催等についても検討を行います。</p>
包装の適正化に関する働きかけ	<p>事業者にもレジ袋削減に取り組んでもらうように啓発を進めます。</p>

(2) 資源化施策

資源分別回収の実施	<p>容器包装や紙類等、現在資源回収を実施している品目について、今後も継続して分別回収・資源化を行います。</p>
集団回収の検討	<p>地域で資源を回収し民間の資源化業者へ引き渡す「資源ごみ回収団体」に対して町が奨励補助金で、団体を支援する制度について、実施に向けた詳細を検討し、さらなる資源化の推進を目指します。</p>
新たな資源化の検討	<p>剪定枝、廃食油、製品プラスチック等、現在は分別回収・資源化していないものの資源化の可能性がある品目について、近隣を中心とした民間の資源化業者の活用等も視野に入れつつ、回収・資源化の実現可能性について検討を行います。</p>
生ごみのバイオガス化の推進	<p>生ごみと、衛生センターから排出される余剰汚泥を南三陸BIOで処理し、バイオガスと液肥を生成しており、今後もこれを推進していきます。また、生ごみについて、現在は家庭系生ごみが活用されていますが、今後は、食品リサイクル法に基づき、本町の事業所で発生する生ごみについても活用を図り、資源化のさらなる推進を目指します。</p> <p>なお、「バイオガス事業の推進」は、「南三陸町環境基本計画（改定）」の「e-事業の1つに位置づけられており、バイオガス事業そのものの推進やそれによる生ごみ資源化の推進に加え、子どもを主体に資源循環型社会形成を分かりやすく伝えるとともに、生ごみ処理や液肥の普及も実施します。</p>

(3) 推進方策

(仮称) ごみ減量・リサイクル推進協力店の表彰・認証制度の検討
町民のごみ減量・リサイクルに積極的に取り組む店舗を認識できる仕組みを作り、店舗が取り組みを行う動機付けとするため、日頃からごみ減量・リサイクルに積極的に取り組む店舗（仮称：ごみ減量・リサイクル推進協力店）に対して、町が表彰・認証し、広く町民へPRする制度の確立について、検討を行います。
事業系ごみ削減に向けた啓発・指導
事業系ごみ削減を目的に、事業者を対象とした、商工会、事業者組合等と連携した研修会実施や啓発について検討します。また、ごみ処理施設における受け入れ時の展開検査の実施についても検討を行います。
指定ごみ専用袋制の継続及びごみ有料化の検討
現状でも指定袋料金は支払っていることから、可燃ごみの減量に対するインセンティブはある程度働いていますが、さらなるごみの減量を目指すため、今後も引き続き、有料化に関する周辺市町村の動向や国の方針を注視し、ごみ有料化について検討していきます。

4. 本計画における目標

① 総排出量

令和15年度の総排出量を **2,999トン以下** に抑制します。

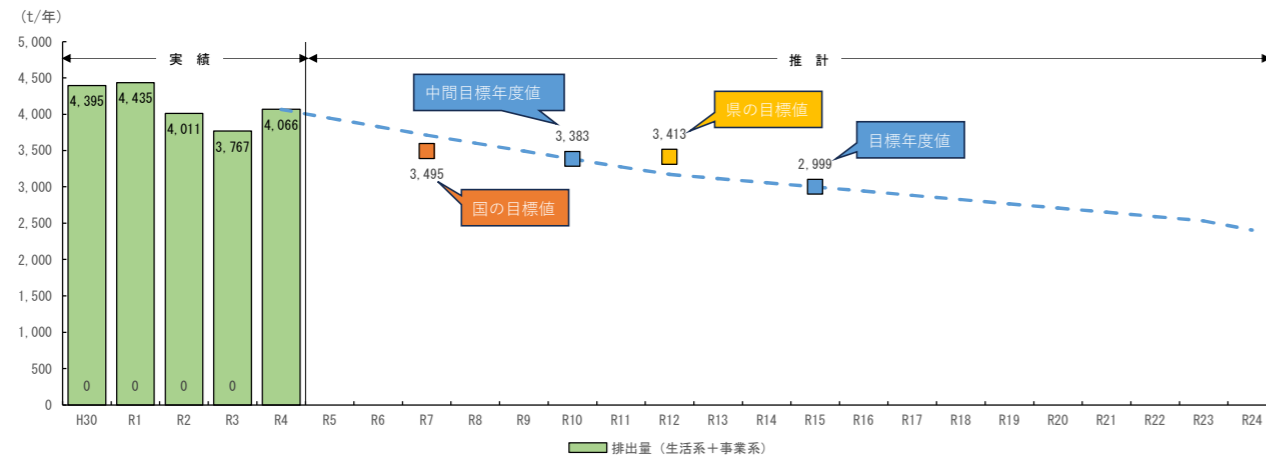


図4-1 目標①：総排出量

② 資源化率

令和15年度の資源化率を **31.2%以上** に引き上げます。

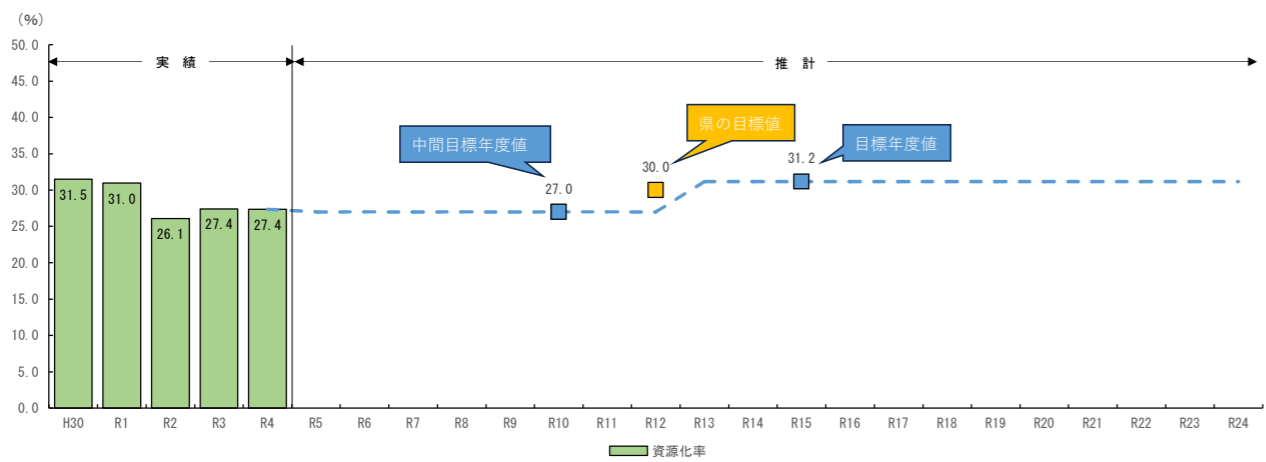


図4-2 目標②：資源化率

③ 最終処分量

令和15年度最終処分量を **279トン以下** に削減します。

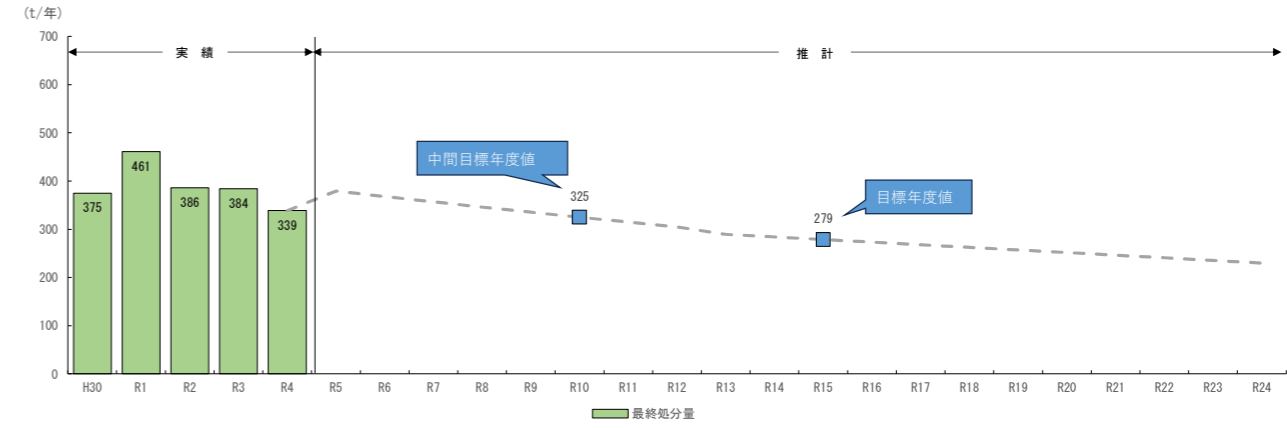


図4-3 目標③：最終処分量

(1) 将来ごみ排出量の見込み

将来排出量の見込みを図4-4に示します。可燃ごみは将来減少傾向を、不燃・粗大ごみについては微減傾向を示していくと予測されます。資源ごみは令和13年度より製品プラスチックが新たに含まれるため増加するものの将来に向けて減少傾向になると予測されます。

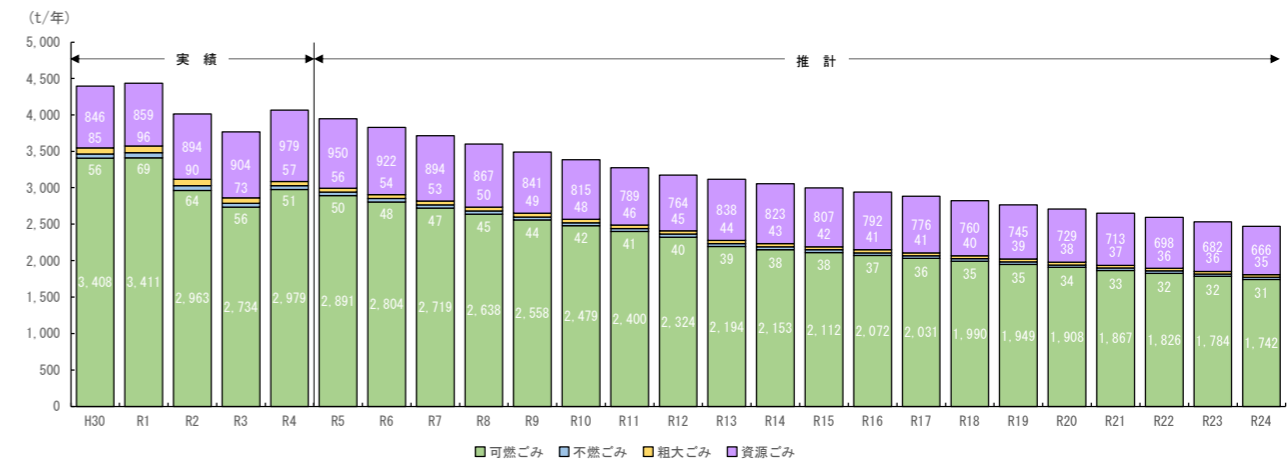


図4-4 将来の分別区分別ごみ排出量の見込み（目標達成時の場合）

5. 基本方針

町では、従来よりごみの排出量低減に向けた取り組みを進めてきました。また、より積極的な取り組みとして、生ごみや木材等の生物由来の再生可能なバイオマス資源を活用したまちづくりであるバイオマス産業都市を目指しています。その一環として、分別収集した生ごみと余剰汚泥等をバイオガス施設に搬入し、バイオガスエネルギーとして活用しています。

以上を踏まえて、循環型社会の構築の基本目標は「循環型社会の構築」とし、バイオマス産業都市の取り組みをさらに多角的に展開することで、地域にあるバイオマス資源を有効活用するシステムを整えます。また、ごみ排出量の増加やリサイクル率の低さ等を改善するため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）への取り組みを推進し、より一層の循環型社会の構築を目指します。

循環型社会の構築

6. ごみ処理基本計画

(1) 将来の分別区分

新南三陸町クリーンセンターの整備時期及び民間処理委託業者の調査結果を受けて、製品プラスチックの分別を開始する予定です。

(2) ごみ処理事業に関する計画

① 収集運搬計画

家庭系ごみの収集運搬については、現在、クリーンセンターを中継施設として利用することで、収集運搬の効率化を図っており、引き続き、効率的な収集運搬のあり方について検討を行っていきます。

また、ごみの適正な分別排出やごみの排出ルール遵守により、円滑なごみの収集運搬に寄与している地区及びその地区の事業者に対して表彰する制度についても推進していきます。

事業系ごみについては、事業者自ら処理施設に搬入するか、許可業者によるものとします。

② 中間処理計画

可燃ごみは、引き続き焼却処理を委託することを柱とし、不燃ごみについては、引き続き民間処理施設へ処理を委託します。その際、近隣自治体や民間処理施設等の関連団体の連携により、適正な中間処理を推進していきます。なお、長期的な視点に立った際、新たに可燃ごみ等の処理施設の整備を検討する場合は、近隣自治体の処理施設の状況についても注視し、広域連携での処理体制についても視野に入れていきます。

資源ごみについては、製品プラスチックを容器包装プラスチック以外のプラスチックとして分別収集の検討、資源化ルートを検討をおこないます。生ごみは、引き続き南三陸町バイオガス施設（南三陸B I O）で処理していきます。

また、本町が所有し管理・運営するストックヤードについては、引き続き環境面に配慮した上で、適正な運営を行っていきます。

さらに、稼働が終了し老朽化した廃棄物処理施設については、周辺環境に配慮し適切に解体を行うとともに、跡地を有効に利用します。

③ 最終処分計画

可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰等最終処分が必要なものについては、民間の一般廃棄物最終処分場において、引き続き環境面に配慮した上で適切な最終処分を実施していきます。なお、災害時等のリスク分散も考慮し、他の処分場の利用についても選択肢の1つとして視野に入れていくほか、本町所有の処分場の整備についても実現可能性を検討し、最適な最終処分システムの構築を目指します。

④ ごみ処理施設整備に関する事項

南三陸町クリーンセンターの老朽化もあり、安定的なごみ処理をおこなうため、新南三陸町クリーンセンターの整備が必要となっています。

「可燃ごみ」を気仙沼市に焼却処理を委託していることから、南三陸町クリーンセンターの解体及びリサイクル施設の整備となります。

整備に当たっては、SDGsの視点を意識しながら、カーボンニュートラルにつながる最先端の機能を備えた施設の更新事業を関係機関と連携しながら引き続き検討していきます。

(3) 実施スケジュール

項目	施策内容	令和6年度～ 令和10年度	令和11年度～ 令和15年度
(1) 排出抑制施策	① わかりやすい普及啓発、情報提供	実施	
	② 環境教育、出前講座の推進	実施	
	③ 発生抑制の促進	実施	
	④ 再使用の促進	実施	
	⑤ 包装の適正化に関する働きかけ	実施	
(2) 資源化施策	① 資源分別回収の実施	実施	
	② 集団回収の検討	実施	
	③ 新たな資源化の検討	実施	
	④ 生ごみのバイオガス化の推進	実施	
(3) 推進施策	① (仮称)ごみ減量・リサイクル推進協力店の表彰・認証制度の検討	実施	
	② 事業系ごみ削減に向けた啓発・指導	実施	
	③ 指定ごみ専用袋制の継続及びごみ有料化の検討	実施	
(4) ごみ処理施策	① 収集運搬計画	実施	
	② 中間処理計画	実施	
	③ 最終処分計画	実施	

注) (4)に該当する「④ ごみ処理施設整備に関する事項」は、次期処理施設の施設整備に関する内容であり、施設整備時期が定まらないため、本表には含まないものとします。

(4) 計画推進体制

目達成に向けて、町民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみの減量化、再資源化に向けた取り組みを実践するだけでなく、連携・協力し、積極的に取り組むことがより重要となります。



図6-1 計画の推進体制